

広島県告示第四百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三次町（四一五八）	区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号
			広島県三次市三次町地内	平成二十三年広島県告示第二百五十二号
急傾斜地の崩壊	の自然の土砂災害の 種現な生災 類象る原害	土砂災害特別警戒区域	三次町（四一五八）	急傾斜地の崩壊
三次町（四一五八）	区域の名称			